

「スマートフォン ちょっとだけが命取り」 2019年度 金賞交通安全標語

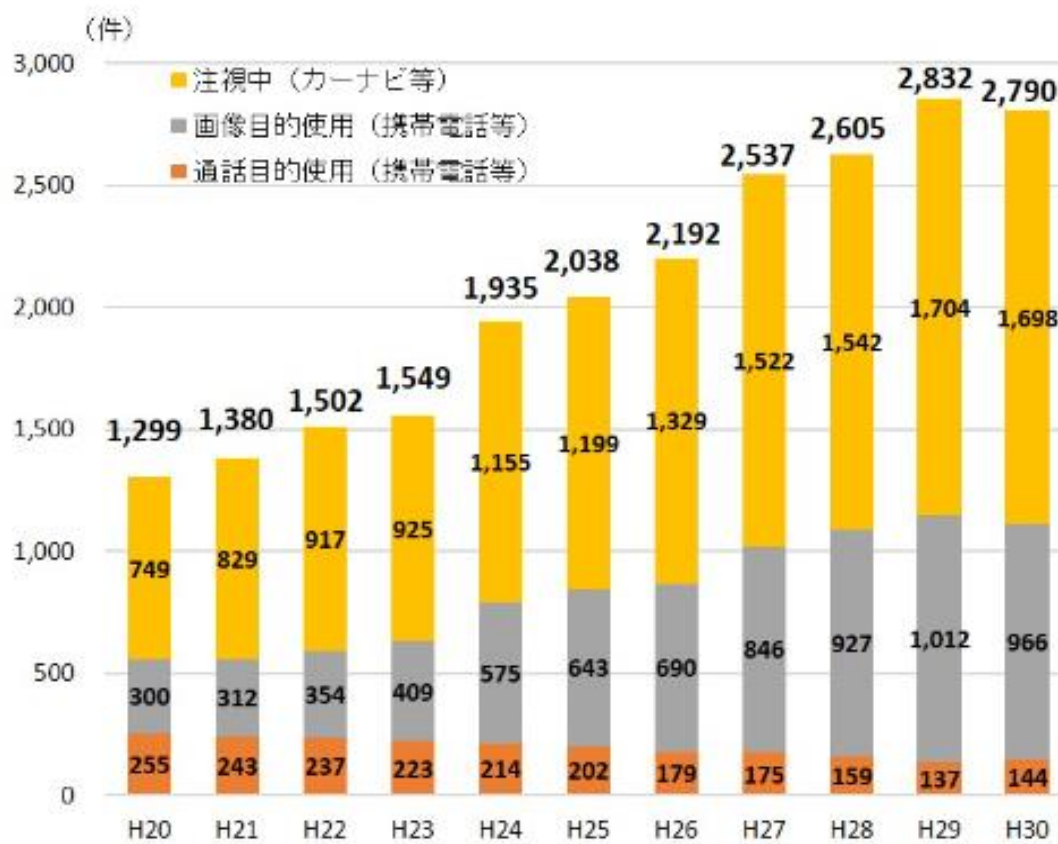
さて、「ながら運転」についての罰則や反則金、違反点数を厳罰化する改正道路交通法の施行令が閣議決定されました。改正後の反則金は約3倍となります。12月1日から施行され、ながら運転による事故の抑止とドライバーの運転マナー向上が期待されます。そこで今回は、ながら運転厳罰化を取り上げました。

I. 改正道路交通法が施行されます（2019年12月1日施行）

1. ながら運転とは

ながら運転とは、スマートフォンやカーナビなどの画面を注視したり、携帯電話で通話をしながらクルマなどを運転すること。2016年には愛知県でスマートフォンゲームをしながらトラックを運転していた男性が小学生をはねて死亡させる事故が発生するなど、重大な事故が後を絶ちません。グラフのように、ながら運転（携帯電話使用等）の死亡事故率は、使用なしと比較すると約2.1倍と高く、ながら運転による交通事故は死亡事故につながる危険な行為であることが分かります。

携帯電話使用等に係る使用状況別交通事故件数の推移



(注)・重複件数を除いているため、各項目の合計と図の総件数とは異なる。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全事故	2,038	2,192	2,537	2,605	2,832	2,790
うち死亡事故	36	31	39	36	40	42

死亡事故率比較（平成30年）



(注)・調査不能は除外した。

## 2. 違反点数、反則金ともに引き上げ

12月に施行される改正道交法施行令では、違反点数、反則金ともに引き上げられます。運転中に携帯電話などで通話や画面を注視する違反「携帯電話使用等(保持)」の違反点数は1点から3点に引き上げ。携帯電話での通話や注視によって交通事故を生じさせる違反「携帯電話使用等(交通の危険)」の違反点数は2点から6点に引き上げられます。

「保持」の反則金は約3倍となり、原付は5,000円から12,000円。二輪車は6,000円から15,000円。普通車は6,000円から18,000円。大型車は7,000円から25,000円に引き上げられ、さらに違反を繰り返すと、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金が適用される可能性があります。

「交通の危険」では、交通反則通告制度(※)の適用から除外され、直ちに刑事手続きの対象となります。罰則はこれまでの3か月以下の懲役または5万円以下の罰金から1年以下の懲役または30万円以下の罰金に引き上げられます。

このように、12月1日に施行される改正道交法施行令では、ながら運転についての罰則と反則金が約3倍に引き上げられます。

※軽微な違反であれば反則金の納付で刑事責任を免れることのできる制度

携帯電話使用等に関する罰則の強化

		改正前	改正後	
違反点数	保持	1点	3点	
	交通の危険	2点	6点	
反則金	保持	原付	5,000円	12,000円
		二輪車	6,000円	15,000円
		普通車	6,000円	18,000円
		大型車	7,000円	25,000円
	交通の危険	原付	6,000円	反則金の対象外
		二輪車	7,000円	
		普通車	9,000円	
		大型車	12,000円	
罰則	保持	5万円以下の罰金	6か月以下の懲役または10万円以下の罰金	
	交通の危険	3か月以下の懲役または5万円以下の罰金	1年以下の懲役または30万円以下の罰金	

◆運転中に、カーナビやスマホの画面を長時間注視したり、スマホを手を持って通話することはもちろん論外です。一方で、ハンズフリーであれば違反にならないという解釈も見られるが、たとえ罰せられなくとも、通話をしながら運転することで意識が散漫になる「意識のわき見」の危険を訴える識者も少なくない。今回の厳罰化をきっかけに、そもそも、運転に対する集中力を散漫にさせる「ながら運転」はしないという基本に立ち返り、ドライバー1人1人の運転マナーの向上こそが求められるのではないのでしょうか。

## II. 今月の交通ヒヤリハット

・事業場より提出されたヒヤリハットです。危険予知活動に利用してください。

いつ	出勤時
どこで	自宅の駐車場付近
何をしている時に	車で通勤中に
どうなった	自宅アパート駐車場から右折する際、車が出てきて、ヒヤリとした

## III. 今月のスローガン (企業開発センター交通問題研究室)

事故を呼ぶ

気の緩みと 安全不確認